

答申第 929 号

諮問第 1610 号

件名：平成 30 年 9 月 1 日付けで提出された書類の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、「平成 30 年 9 月 1 日付けで提出された書類」（以下「本件行政文書」という。）の不開示決定において、本件行政文書を不開示としたことは、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 31 年 2 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 25 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、次のとおりである。

当該行政文書に記録された情報は、条例第 7 条第 2 号ロに該当するため。当該行政文書に記録された情報は、公にしても、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第 7 条第 6 号に該当しないため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 特定の地番 A 上に第三者の建物が特定の地番 B の附属建物登記があるが、現在は存在せず、特定の地番 B 上に未登記建物有。

これは、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当する情報で、審査請求人は同号ただし書ロが必要な情報である。

(イ) 審査請求人は造成主、同引継者、施工者に工事前から、確認、許可、転用許可、設計図等を求めた。開示されなかった。

C 町道路管理者に相談したのが、平成 29 年 5 月 17 日付けの報告書である。

審査請求人が事務処理が行われていることを知ったのは 2017 年 12 月 25 日に建築局建築指導課、建築物安全安心グループからである。

(ロ) 設計図書の存在は、民事調停で、不作成を確認できた。

ゆえに愛知県知多建設事務所は事務処理できたのか。ゆえに条例第

7 条第 6 号は該当せず、第 8 条、第 9 条にて公益上の理由による裁量的開示を求める。

(エ) 結論 審査請求に係る行政文書の全部開示を求める。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は裁判所において、隣地の区画形質の変更、過度な形質の変更について及び建築物の築造に関して調停の申し立てを行った。

裁判所は、行政府に関して調停をしないということだったが、愛知県に行政相談をお願いしたところ全て断られ、受け付けてもらえなかった。愛知県の条例も法律と考えている。ところが、今回出てきた内容について、真っ黒に塗られているので、どの行政法によってなされたのか分からない。

調停で分かったことは、設計図書がない、それから行政法の手続をしていない。ゆえに、何が行われているのか分からない。全て開示して分かるようにしてもらいたい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の地番に係る土地（以下「本件土地」という。）について、平成 30 年 9 月 1 日付けで愛知県知多建設事務所建築課へ提出された書類である。当該書類には当該土地の建築物等に関する情報が記載されている。また、余白には当該建築物等に係る県の対応方針について記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、個人が所有する土地の建築物等の内容及び当該建築物等に係る県の対応状況に関する情報が記載されており、個人の所有する土地の建築物等に係る情報であって、個人の財産に係る情報であることから、一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

したがって、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、本件行政文書は、個人の所有する土地に関する相談等の内容であって、慣行として公にされ又は公にされることが予定されている情報ではないことから条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。さらに、審査請求人は、本件行政文書が同号ただし書ロに該当すると主張しているが、本件行政文書について、人の生命、健康、生活又は財産を保護する利益が優越し、何人にも開示することが必要であるとすべき事情は認められない。

ことから、同号ただし書ロに該当しない。また、本件行政文書は、同号のただし書ハ及びニのいずれにも該当しない。

よって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、県が行う建築指導事務に係る相談等の内容及びその内容に対する県の対応方針が詳細に記載されている。これを公にすることで、県が行う建築指導事務に係る対応方針が公になり、建築基準法等の違反者が指導事務の間隙を縫い、違反指導を免れることが発生し得る。さらに、県への相談等の内容が明らかになるとともにその相談等の内容から誰が相談者等であるのかが明らかになり、これらが明らかになることが前提となれば、今後、違法と思慮される建築物等を発見した者が県への通報や相談を控え、結果として違法な建築物が見過ごされることが発生し得る。そのため、県が行う建築指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の地番を指定して、当該土地に係る相談等が記載されている文書の開示を求めるものであり、特定の地番を指定していることから、不動産登記簿により、当該土地の所有者が判明するため、当該土地の所有者が個人である場合には、結果として当該土地の所有者という特定の個人を名指しして当該個人の個人情報の開示を求めているものと認められる。

そして、このような場合には、条例第10条の規定により開示請求を拒否すべきものであるといえる。

そこで、実施機関は前記3(2)及び(3)において本件行政文書の不開示情報該当性について主張しているが、当審査会においては、条例第10条の規定による存否応答拒否をすべきであったか否かを判断するため、同条該当性について以下検討する。

(3) 条例第10条該当性について

ア 条例第 10 条について

行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。例えば、個人を特定した病歴情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人の病歴情報の存否や試験問題の出題分野を明らかにしてしまう場合などがこれに当たる。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

本件開示請求は、前記(2)で述べたとおり、本件土地の所有者が個人である場合には、当該個人の個人情報の開示を求めているものと認められることから、本件開示請求に係る行政文書の存否情報が条例第 7 条第 2 号に該当するか否かを以下判断する。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件土地は特定の個人が所有する土地であることが認められた。

したがって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の個人が所有する土地について相談等があったか否かの情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する情報であると認められる。

また、本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度又は実態があるものとは認められないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書イに該当しない。また、本件存否情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人に対しても公にすることが必要であると認めるべき特段の事情は見当たらないことから、同号ただし書ロにも該当せず、同号ただし書ハ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

以上のことから、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、条例第 7 条第 2 号の個人情報を開示することと同様の結果となることから、本来は、条例第 10 条の規定により、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったと解される。

(4) 本件行政文書を不開示としたことの妥当性について

本件開示請求について、存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったことについては前記(3)で述べたとおりであるが、実施機関は、本件行政文書を特定して行政文書不開示決定を行っていることから、本件行政文書が存在することが明らかとなっている。

このような場合においては、当該行政文書不開示決定を取り消して、改めて存否応答拒否による不開示決定を行う意味はない。

一方で、実施機関が本件行政文書を不開示としたことの妥当性については、前述のとおり本件開示請求に対しては存否応答拒否による不開示決定を行うべきであったことからすれば、当審査会において実施機関が不開示とした部分を開示すべきとの判断をすることはできないことから、実施機関が本件行政文書を不開示としたことは、結論において妥当であるといわざるを得ない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 1 1 . 2 7	諮問（弁明書の写しを添付）
1 . 1 2 . 2 7	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
2 . 1 . 2 4 (第 590 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
2 . 2 . 2 7 (第 592 回審査会)	審議
2 . 3 . 2 7	答申